

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年10月 7 日

葛飾区長

葛飾区条例第51号

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

葛飾区体育施設条例（昭和59年葛飾区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 葛飾区小菅西公園フットサル場の項中「葛飾区小菅西公園フットサル場」を「葛飾区小菅西公園運動場」に、「小菅フットサル場」を「小菅フットサル場 スケートボード場」に改める。

別表第 2 葛飾区小菅西公園フットサル場駐車場の項中「葛飾区小菅西公園フットサル場駐車場」を「葛飾区小菅西公園運動場駐車場」に改める。

別表第 3 の 4 の部に次のように加える。

スケート ボード場	2,500円	10,000円	12,500円	13,750円	一般（高 校生以 上）	125円
					小・中学 生	25円

別表第 4 葛飾区小菅西公園フットサル場駐車場の項中「葛飾区小菅西公園フットサル場駐車場」を「葛飾区小菅西公園運動場駐車場」に改める。

付 則

この条例は、葛飾区教育委員会規則で定める日から施行する。